

第7部 南海トラフ地震等防災対策

- 第1章 対策の考え方
- 第2章 東海地震対策の考え方
- 第3章 防災機関の業務大綱
- 第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
- 第5章 警戒宣言時の対応措置
- 第6章 市民・事業所等の取るべき措置

第7部 南海トラフ地震等防災対策

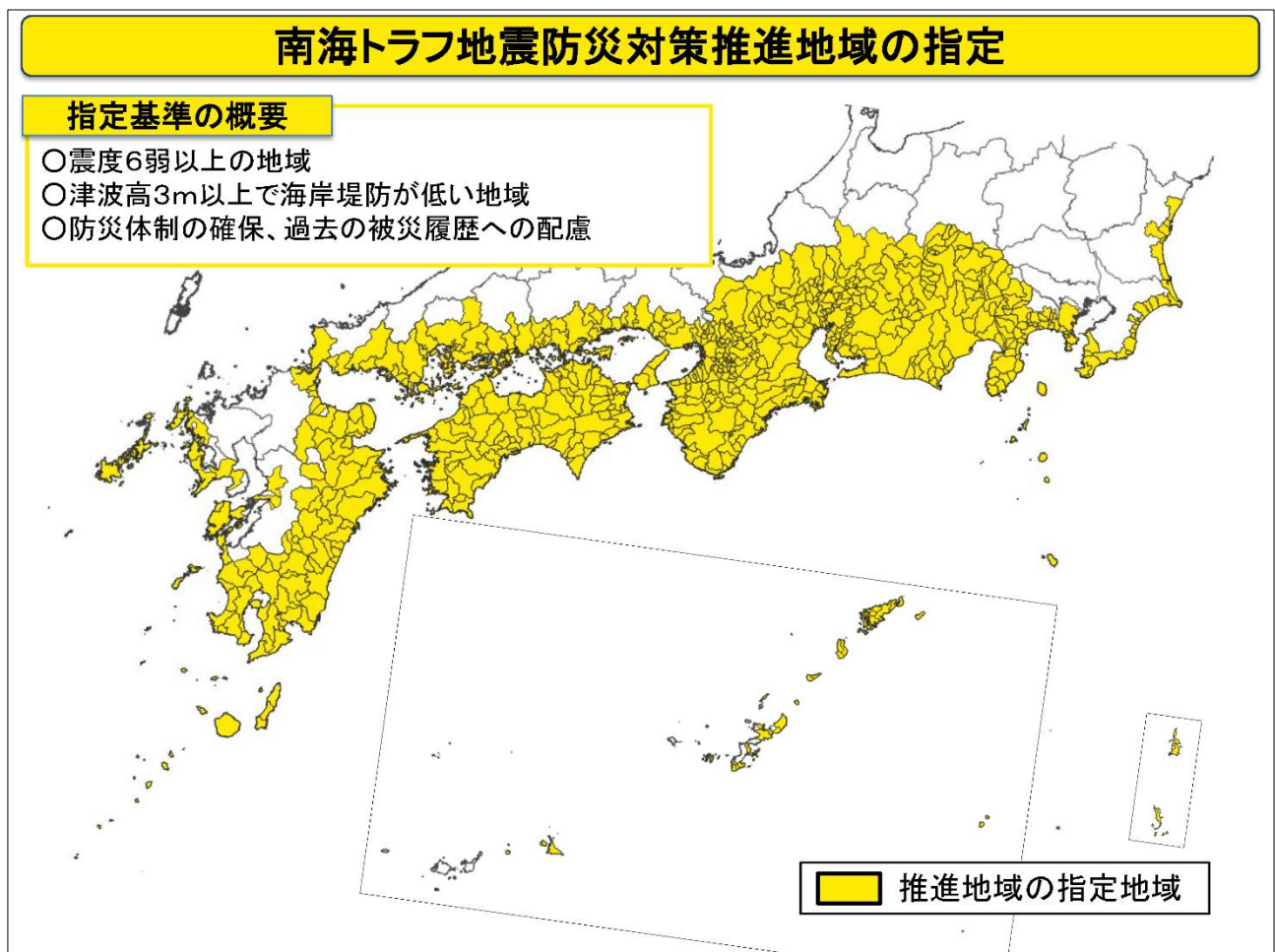
第1章 対策の考え方

第1節 南海トラフ地震等防災対策

東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、平成25（2013）年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。区部・多摩のほとんどの地域においては震度5強程度と想定されており、立川市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での推進地域及び特別強化地域には指定されていない。

そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4（2022）年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした第1部から第3部を準用するものとする。



南海トラフ地震防災対策推進地域



東京都地域防災計画における南海トラフ地震等防災対策の目的

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) 南海トラフ巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるが、その後発生する地震に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、主に島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき対策の基本的事項を定める。
- (3) 島しょ町村、各防災機関等は、都推進計画に記載されている対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

		(発表条件)	
 南海トラフ地震臨時情報		<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	
	キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合
		巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
		巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合
			調査終了
 南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> <p><small>※Mw（モーメントマグニチュード）：震源断層の面積とすべり量等から求められるマグニチュード。求めるのに若干時間を要するが、頭打ちになることはなく、国際的にも広く用いられている。</small></p>	

出典：南海トラフ地震 ―その時の備え―（内閣府：令和7（2025）年8月）

第2節 東海地震事前対策

第2章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとする。

東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）では、南海トラフ地震等防災対策（第4部第1章から第4章）及び東海地震事前対策（同第5章）において、暫定的な取扱いについて次のとおりとしている。

【東京都計画 p.697】

※ 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の想定は都心南部直下地震等より震度が小さく、最大津波高等は大正関東地震と同程度と想定される。

【東京都計画 p.777～779】

※ 中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29（2017）年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29（2017）年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する東京都の防災対応は第4部第1章から4章における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。

なお、この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

立川市地域防災計画（令和8（2026）年4月修正）では、東京都地域防災計画震災編（令和5（2023）年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。

第2章 東海地震対策の考え方

第1節 策定の趣旨

東海地震事前対策は、東海地震に関連する予知情報が発令された場合、東京都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53（1978）年法律第73号。以下、「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない本市においても、警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

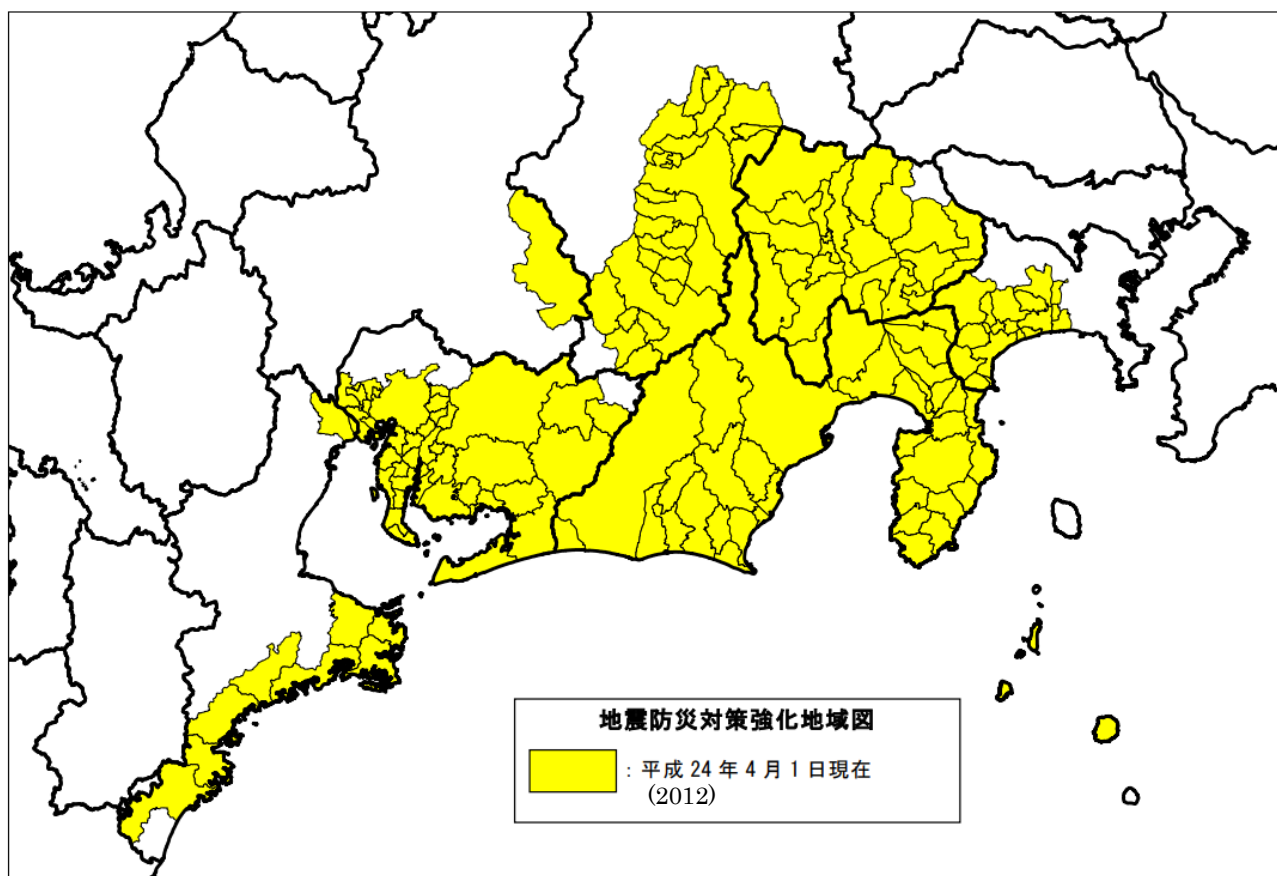
第2節 基本的な考え方

（1）都市機能の確保

東海地震が発生した場合、立川市の震度は5弱（地域によっては5強）程度とされることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることとする。

- ① 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- ② 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

● 東海地震に係る地震防災対策強化地域図



● 東海地震に係る地震防災対策強化地域

H24(2012). 4.1 更新 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、 長久手市 、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成24(2012)年4月1日現在 1都7県 157市町村

← 1都7県 157市町村(平成23(2011)年4月1日現在)

※ 平成23(2011)年4月2日から平成24(2012)年4月1日までに合併等のあった市町

・**長久手市**(H24(2012).1.4) ← 長久手町

(2) 計画の範囲

本計画は、原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込むこととする。

(3) 第2部「防災・減災計画」、第3部「応急計画（地震対策編）」との関係

この対策に記載の無い対策については、本計画第2部「防災・減災計画」及び第3部「応急計画（地震対策編）」に基づき実施する。

(4) 東海地震に関連する情報の種類と対応

気象庁は、東海地震対策大綱（中央防災会議 平成15（2003）年5月29日）において、東海地震に関連する新しい情報を発表することとし、情報体系を「東海地震に関連する情報」に一本化した。気象庁から、この「東海地震に関連する情報」が発表された場合、国、自治体及び防災関係機関は、平常時の活動と並行して主に次の対応を取る。

【東海地震に関連する対応と主な防災対応】

情報の種類	情報の内容	主な防災対応
東海地震に関連する調査情報（臨時）	○ 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	○ 必要な情報収集・連絡体制の確保
東海地震注意情報	○ 観測データの異常が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意思決定等の対応を取ることとなる。また、本情報を解除する際も発表される。 ○ これまで具体的な防災対策開始の目安だった「判定会招集連絡報」は廃止され、本情報の中で伝達される。	○ 準備行動（準備体制）開始の意思決定 ○ 救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ○ 住民に対する適切な広報の実施
東海地震予知情報	○ 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、必要があるときは警戒宣言の対応が取られる。また、本情報を解除する際も発表される。	○ 警戒宣言の発出 ○ 地震防災警戒本部等の設置 ○ 地震防災応急対策の実施

第3章 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、第1部「総論」第2章「防災機関の業務大綱」に準じて、警戒宣言に伴う事務を行う。

第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において安全確保を図り、仮に発災した場合には第3部「応急計画（地震対策編）」に準じて必要な措置を図る。

第1節 東海地震注意情報の伝達

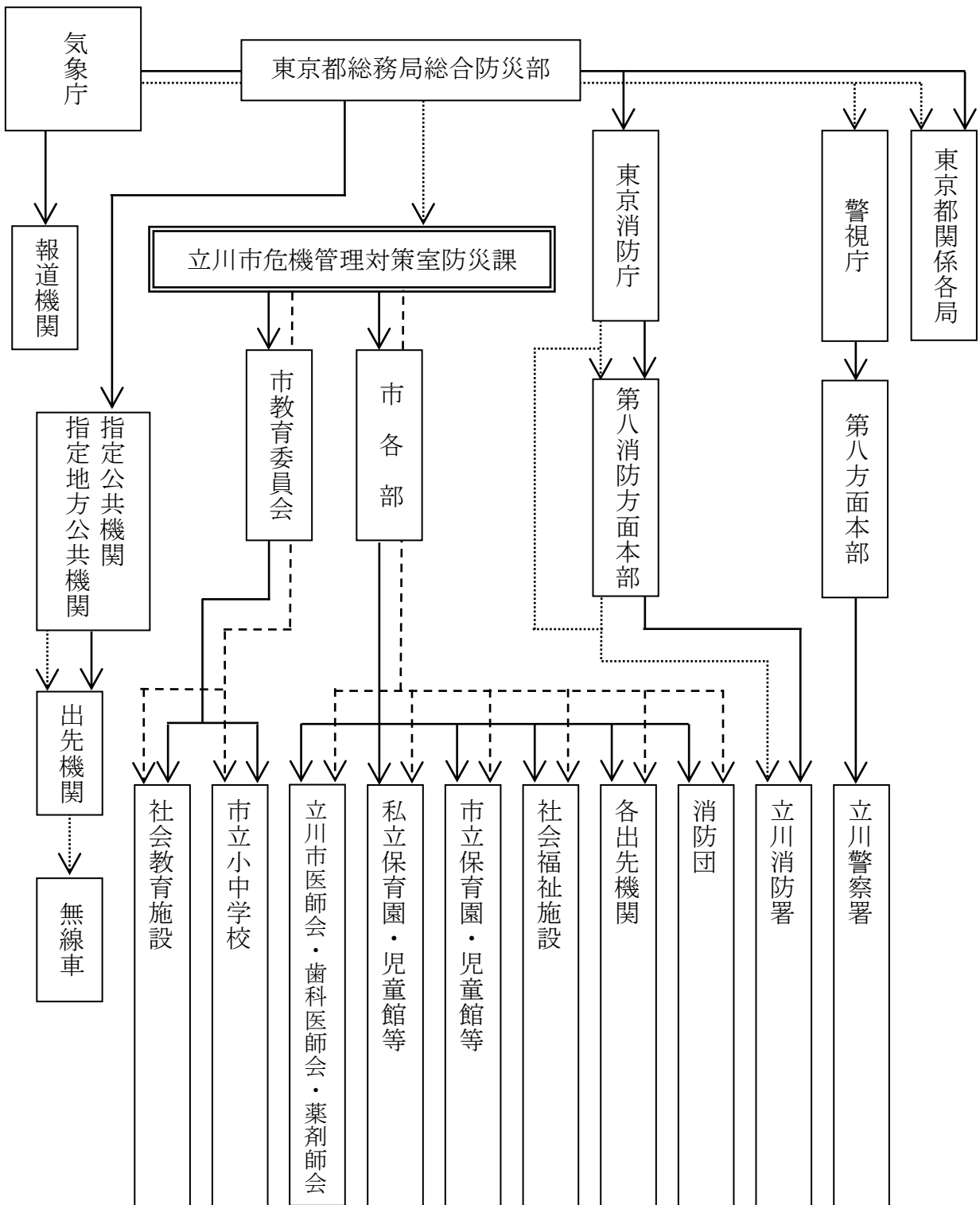
東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

（1）関係機関への伝達系統（危機管理対策室・その他防災関係機関）

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

東海地震に関連する情報の連絡系統図



凡例	————	有線または口頭
	-----	無線（市独自系）
	無線（他機関係）

(2) 伝達体制（危機管理対策室長・市各部・立川警察署・立川消防署・その他防災機関）
 各機関の伝達体制は、次のとおりである。

機関名	内 容
市	1 危機管理対策室長は、東京都総務局から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長または各部長（災害対策本部員）及び消防団長等に伝達する。 2 各部長は、部内各課長へ伝達するとともに、出先機関、学校、幼稚園、保育園、及び社会福祉施設等へ伝達する。 3 各課長は、一般職員（全員）に伝達する。 4 一般市民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止の上で特に必要と認められた場合は、冷静な行動を促す広報を行う。ただし、報道解禁後行うものとする。 5 各部は、特に伝達が必要と認められる関係機関、団体等に対しては報道開始後に行うものとする。
立川警察署	警視庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報により交番等へ伝達する。
立川消防署	東京消防庁警防本部から、東海地震注意情報が伝達された場合は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、全職員に伝達する。
その他の防災機関	東京都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに局内各部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

※ 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

(3) 伝達事項（危機管理対策室・各防災機関）

- ① 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動体制及び緊急措置を取ることをあわせて伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動体制及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 活動体制

東海地震注意情報を受けた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢を取るとともに、社会的混乱の発生に備えた防災体制を取るものとする。

(1) 市、立川警察署、立川消防署、消防団

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 立川市災害対策本部の設置準備 市は東海地震注意情報に接した場合、直ちに危機管理体制を取るとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、危機管理体制での配備態勢を取る。なお、参集伝達は職員参集システムにより指示するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理対策室防災課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 東京都及び関係防災機関との連絡調整
立川警察署	<p>警備本部の設置 東海地震注意情報を受けた時点で、警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。</p>
立川消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生危険に関する情報収集体制の強化 2 計画、資料の準備 3 資器材等の準備 4 その他必要と認める措置
立川市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 団本部、分団本部の活動体制の強化 4 震災消防活動計画、対策資料の準備

(2) 防災機関等（JR東日本・NTT東日本・その他の機関）

機関名	内 容
東日本旅客鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動するものとする。

機関名	内 容
N T T 東日本	<p>判定会が招集された場合、関係防災機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
その他の機関	東海地震注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢を取るものとする。

第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報（市長公室・危機管理対策室）

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会によるデータ分析を行っている時期であることから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行う。

第4節 注意情報時の混乱防止措置（危機管理対策室・立川警察署・N T T 東日本）

機関名	内 容
市	<p>対応措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表 2 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他必要事項
立川警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。
N T T 東日本	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</p> <p>この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は優先的に確保する。 2 電話がかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。

第5章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけ、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の都知事に対して、各種の防災措置を取るべき旨を通知する。

東京都においては、各種防災措置を実施することとなっており、本市においても、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

(1) 市の活動体制

① 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

② 本部の設置

市災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。

③ 本部の組織

本部の組織は、立川市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。(第3部 応急計画(地震対策編) 第1章 応急活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 参照)

④ 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 各機関の業務にかかる連絡関係
- オ 市民への情報の提供

⑤ 配備体制

警戒宣言時における本部職員の配備体制及び配備人員は、第3部 応急計画(地震編) 第1章 応急活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織と職員態勢に定める初動体制とする。

(2) 防災機関等の活動体制

- ① 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置を取る。
- ② 市内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力する。

(3) 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われないう可能性もあるため、各機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。

(4) 防災機関への要請

各機関等の長または代表者は、東京都に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または市もしくは関係防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、東京都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話を持って要請し、後日改めて文書により処理する。

- 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつ旋を求める理由)
- 応援を希望する機関名(応援のあつ旋を求めるときのみ)
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする日時、期間
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

第2節 警戒宣言

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各機関が警戒宣言及び東海地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関する必要な事項を定める。

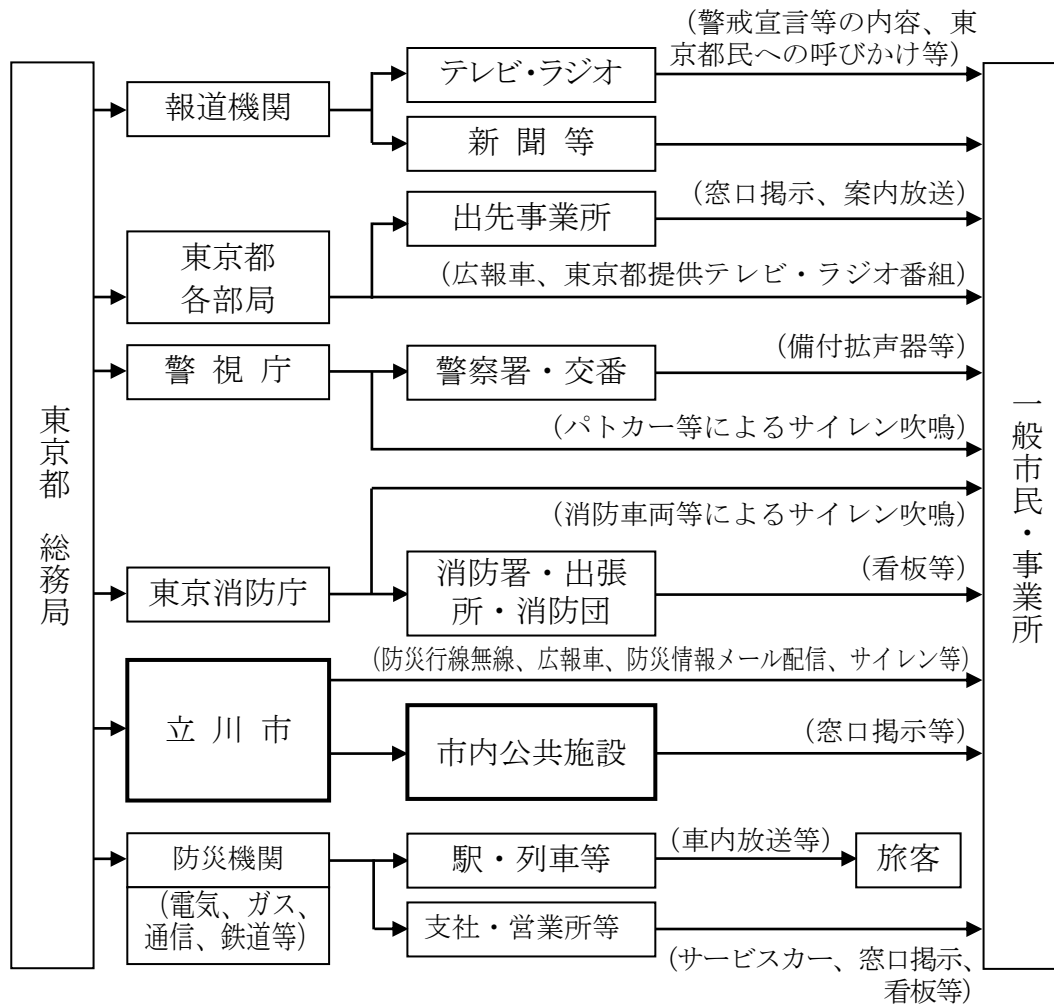
(1) 警戒宣言等の伝達

① 関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報の伝達経路及び伝達手段は、第4章、第1節、第1項に示す「東海地震に関連する情報の連絡系統図」のとおりである。

② 市民への伝達系統

一般市民に対する警戒宣言等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



③ 伝達体制

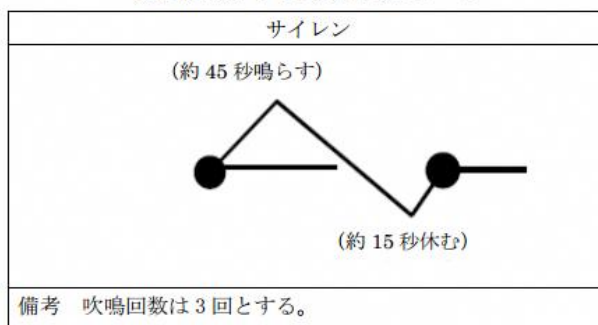
本部統括部本部指揮所班（防災課）は、東京都総務局から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を有線電話（内線含む。）、防災行政無線及びその他の手段により、市各部課、市立小中学校、保育所等の公共施設、消防団、市医師会等に伝達する。

なお、夜間・休日は、東京都の夜間防災連絡室を通じて、市の無線FAXに連絡が来るため、中央管理室、防災課長、危機管理対策室長の順に伝達し、危機管理対策室長は、市長、副市長、教育長に伝達する。

④ 市民への伝達

市は、市民に対して防災行政無線（固定系）、広報車、メール配信、市ホームページ及びサイレンの吹鳴による防災信号等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



⑤ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警戒宣言の内容② 東京での予想震度③ 防災対策の実施の徹底④ その他特に必要な事項 |
|--|

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での一斉帰宅、電話の輻輳（電話の混雑による通話制限）等社会的混乱も考えられる。これらに対処するため、ラジオ、テレビ等による広報の他、市や各防災機関は広報活動を積極的に実施する。

① 市の広報

市は、警戒宣言が発せられたとき、各防災機関と連携して次の広報活動を行う。特に重要な広報は、「広報文（案）」をあらかじめ定めておく。

ア 広報項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 警戒宣言の内容○ 家具の転倒・落下・移動防止等、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等○ 避難が必要な住民に対する避難の呼びかけ○ 混乱防止のための対応措置
列車の運行状況、道路の渋滞状況、電話の自粛要請、金融機関の営業状況等 |
|---|

イ 広報の実施方法

防災行政無線（固定系）、メール配信、市ホームページ、職員及び消防団員による広報車または徒歩巡回等により行う。

② 各防災機関の広報

ア 広報項目

市民及び施設利用者に対する主な広報項目は次のとおりである。

- 市民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

各防災機関は、広報責任者、従業員、施設利用者、市民等に対する情報伝達の内容を具体的に定めておく。

- この場合、情報伝達に伴う従業員、施設利用者等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫する。
- 施設利用者等への伝達は、反復継続して行う。
- 広報文は、あらかじめ定めておく。

(3) 各部、機関の対応措置

対策項目	対応措置	所管部署及び機関
消防・危険物対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防部隊の編成強化、関係機関への職員の派遣、資器材の準備等活動体制の確保 ② 市民・事業所へ情報収集、出火防止、初期消火等の呼びかけ ③ 危険物取扱い施設への安全管理の呼びかけ 	消防署 消防団
警備・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 部隊の編成及び配備 ② 治安維持活動 	警察署 都市整備部
公共輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 列車・バス内、駅等における乗客への情報伝達 ② 列車、バス運行の安全確保 ③ 乗客の集中防止対策（時間差退社、徒歩帰宅等の広報） ④ 駅における警備体制の強化 	JR東日本 多摩都市モノレール 西武鉄道 立川バス 西武バス 京王バス
学校・医療機関・福祉施設対策	<p>■学校の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則授業の打ち切り、警戒宣言解除まで臨時休校措置の実施 ② 児童の引渡し措置の実施、安全な下校措置の実施 ③ 校外活動時における安全措置、情報連絡 ④ 警戒解除宣言の連絡 <p>■医療機関の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 可能な限り診療の継続 ② 発災時の被害防止、軽減措置の実施（建物・設備の点検、落下物の防止、医薬品の点検等） <p>■保育園、通所施設の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 園児・利用者の引渡し・保護措置 ② 引取りの利用者、または急な移動が困難な利用者の施設における保護 ③ 施設・設備、ライフラインの点検 ④ 食料、飲料水、ミルク等の確保、医薬品の確保 <p>■入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設・設備、ライフラインの点検 ② 食料・飲料水の確保、医薬品の確保 ③ 利用者家族の連絡手段の確保 ④ 関連機関との連携 	医療機関 教育部 福祉部 子ども家庭部 保健医療部
図書館・体育館等の不特定多数者が利用する施設対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者に施設利用自粛の要請 ② 防災設備の作動準備、危険物の保安措置 ③ エレベーターの運転中止、階段利用の指導 	各施設管理者

対策項目	対応措置	所管部署及び機関
電話・通信対策	① 警戒宣言時の輻輳防止措置 ② 通話の輻輳、利用制限措置等に広報 ③ 警戒宣言の顧客への周知、対策要員の確保、社外機関との協調、地震防災応急対策業務の実施	NTT東日本 各携帯電話会社
ライフライン施設対策（電気、ガス、上下水道）	■電気 ① 電力供給の継続 ② 人員、資機材の点検確保 ③ 電力の緊急融通体制の確保 ④ 安全措置に関する広報実施 ■ガス ① 原則としてガス製造・供給の継続、地震発生時の二次災害防止または軽減を図るための応急措置 ② 人員、資機材の点検確保 ③ 需要家に対する安全措置の広報 ④ 施設の保安措置 ■水道 ① 飲料水供給の継続、汲み置き等の広報 ② 施設の安全点検、保安措置 ■下水道 ① 危険物に関する保安措置 ② 施設等の安全措置	東京電力パワーグリッド 東京ガスグループ 東京都水道局 環境資源循環部
生活物資対策	① 市内小売店の営業継続の要請 ② 必要物資の調達・確保 ③ 食料等の配布体制の確保	産業まちづくり部
避難対策	① 必要に応じて避難所の開設及び警察署、消防署、東京都保健医療局への報告 ② 避難所における食料、飲料水、寝具、簡易トイレ、応急医薬品、非常照明等の確保 ③ 避難所における必要な職員の配置	危機管理対策室 教育部
救援救護対策	① 医療救護班の編成準備 ② 救急患者の受入体制の確保 ③ 重傷患者の搬送準備 ④ 水、食料の点検確保 ⑤ 緊急輸送体制の確保	保健医療部 立川市医師会 立川市歯科医師会 立川市薬剤師会 行政管理部

第6章 市民・事業所等の取るべき措置

東海地震が発生した場合、市内では震度5程度（震度5弱、一部で震度5強）になることが予想されている。震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒等による被害が生じるものと予想される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止する上で、市民及び事業所の果たす役割はきわめて大きい。このため、本章においては、市民、市民防災組織及び事業所等が、警戒宣言が発せられたときに取るべき行動基準を示し、被害及び混乱の防止を図るものとする。

第1節 市民の取るべき措置

(1) 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認する。
- ② 自宅に消火器を備えたり、感震ブレーカーを設置したりするなど防火防災用品を準備する。
- ③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図る。
- ④ ブロック塀等の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。
- ⑤ 概ね7日分の水（1人1日分の最低必要量3L）、食料の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をする。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合う。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決める。
 - イ 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定をあらかじめ話し合う。
- ⑦ 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。
市・消防署、市民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑧ 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に隣近所や市民防災組織、消防署・交番等に知らせる。
- ⑨ あらかじめ隣近所相互間で災害時の協力について話し合う。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等の情報に注意し、冷静に行動する。
- ② 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- ③ 電話の使用を自粛する。
- ④ 自動車の利用を自粛する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 情報の把握を行う。
 - ア 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 東京都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- ② 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - イ メーターガス栓の位置を確認する（避難するときは、メーターガス栓及び元栓を閉める。）。
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
 - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、ガスボンベの元栓を閉める。）。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- ③ 消火器の置き場所、防火用水等を確認するとともに浴槽等に水を溜めておく。
- ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- ⑤ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置を取る。
- ⑥ 窓ガラス等の飛散防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造り用テープを張る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- ⑦ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ⑧ 食料、医療品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- ⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- ⑩ 電話の使用を自粛する。特に、市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- ⑪ 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外（空地や駐車場等）に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場へ移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- ⑫ 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- ⑬ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ⑭ エレベーターの使用は避ける。
- ⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ⑯ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ⑰ 買い急ぎをしない。

第2節 市民防災組織の取るべき措置

(1) 平常時

- ① 組織の役割分担を明確にし、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域市民等に周知しておく。
- ② 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 市及び防災機関等からの情報を、正確かつ迅速に地域市民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地域ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ⑤ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット、防災情報メール、広報車、防災行政無線等の情報に注意する。
- ② 地区内市民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 市民防災組織の活動体制を確立する。
 - ア 市民防災組織の編成を確認する。
 - イ 市民防災組織本部を設置する。
 - ウ 市民防災組織の役割分担を確認する。
- ② 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地区内市民に伝達する。
- ③ 地区内市民に対して、市民の取るべき措置(本章第1節参照)を呼びかける。
- ④ 防災資器材等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- ⑤ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ⑥ 要配慮者の安全に配慮する。
- ⑦ がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ⑧ 救急医薬品等を確認する。
- ⑨ 食料、飲料水、炊き出し用品等の確保並びに調達方法を確認する。

(4) その他

その他市民防災組織が結成されていない地域は、自治会等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所の取るべき措置

(1) 平常時

- ① 消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び防災計画を作成する。
- ② 従業員等に対する防災教育を実施する。
- ③ 自衛消防訓練を実施する。
- ④ 情報の収集・伝達体制を確立する。
- ⑤ 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策を図る。
- ⑥ 水・食料・医薬品その他必需品を備蓄する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ③ 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時の取るべき措置を確認または準備する。
- ④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- ② テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、施設利用者、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に施設利用者等の混乱防止に留意する。
- ③ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、施設利用者、従業員等が適正な行動等が取れるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- ④ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する集会場及び高層ビル等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止または自粛を検討する。
- ⑤ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。
- ⑥ 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ⑦ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- ⑧ 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に東京都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- ⑨ バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- ⑩ 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- ⑪ 建築工事、トンネル工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- ⑫ 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させる。ただし、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

